

感染拡大防止のための留意点について

1. 面会

- 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況（兵庫県基準「感染増加期」が1週間以上継続又は「感染拡大期Ⅰ」以上になった時）等を踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限を行い、その制限の程度は発生状況により検討していく。
- すでにオンライン面会を実施しており、「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡）、「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等も参考に引き続きオンラインでの実施を考慮する。
- 地域における発生状況（兵庫県基準「感染警戒期」以下になった時）等を踏まえ、面会を実施する場合は、以下の留意事項も踏まえ感染防止対策を行った上で実施する。

2. 面会を実施する場合の留意事項

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合は面会を断る。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断る。
- 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておく。
- 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
 - ・ 感染者との濃厚接触者でないこと
 - ・ 同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと
 - ・ 過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
 - ・ 過去2週間以内に発熱等の症状がないこと
 - ・ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
 - ・ 人数を必要最小限（原則、1度に2人まで）とすること。
- 面会者には、面会時間を通じてマスクを着用、面会前の手指消毒を求める。
- 面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮する。
- 面会場所での飲食は控え、大声での会話は控えること。
- 寝たきりや看取り期以外の場合は居室での面会は避け、換気可能な別室（1階の指定場所）で行う。

- 面会時間は必要最小限（15分）とし、1日あたりの面会回数（5件）を制限する。
- 面会後は、必要に応じて面会者が使用した机、椅子、ドアノブ等の消毒を行う。
- 面会者は施設内のトイレを極力使用しないようにする。やむを得ず使用した場合はトイレのドアノブも含め消毒を行う。

3. 施設への立ち入り

- 委託業者については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合においては、体温を計測してもらい、発熱や咳などの呼吸器症状等が認められる場合には入館を断る。
- ボランティアについては、利用者の日常生活にどうしても必要な場合を除き、当面の間は中止とする。
- 実習生の受け入れにおいては、介護福祉士等福祉・医療の専門職養成学校を除き、当面の間は中止とする。
- その他、施設に立ち入らなければならない事案が発生した場合は、地域における発生状況によりその都度検討を行う。
- 施設内に立ち入る場合はマスク着用と手指消毒を実施し、施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておく。

4. 外出

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）三（3）1）①において、外出の自粛が促される状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされていることから、入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意する。
- 外出する場合は、飲食を避けるとともに滞在時間が必要最小限（60分程度）となるようにする。
- 感染が流行している地域（兵庫県基準「感染増加期」が1週間以上継続又は「感染拡大期Ⅰ」以上になった時）では、人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討する。
- 有料老人ホームに関しては、自立度の高い方が入居されているため、外出については不必要なものを除き臨機応変に管理者が判断する。